

平成21年5月20日

各位

会社名 株式会社中央倉庫  
代表者名 代表取締役社長 湯浅康平  
(コード番号9319 大証二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 佐藤廣次  
(TEL 075-313-6151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月29日開催予定の第129回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除など所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第6条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年6月29日(月曜日) |
| 定款変更の効力発生日      | 平成21年6月29日(月曜日) |

なお、当社は平成21年5月20日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に定める単元株式数を、平成21年7月1日をもって1,000株から100株に変更する旨決議しており、別途本日公表しております「単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ」を合わせてご参照ください。

以上

<別紙>

2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| 第2章 株 式<br>(株券の発行)<br>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。<br><br>(自己の株式の取得)<br>第7条 (条文省略)<br><br>(単元株式数および単元未満株券の不発行)<br>第8条 (条文省略)<br>2. 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。<br><br>(単元未満株式についての権利)<br>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利<br>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利<br><br>(株式取扱規則)<br>第10条 (条文省略)<br><br>(株主名簿管理人)<br>第11条 (条文省略) | 第2章 株 式<br><br>(削 除)<br><br>(自己の株式の取得)<br>第6条 (現行どおり)<br><br>(単元株式数)<br>第7条 (現行どおり)<br>(削 除)<br><br>(単元未満株式についての権利)<br>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利<br>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利<br><br>(株式取扱規則)<br>第9条 (現行どおり)<br><br>(株主名簿管理人)<br>第10条 (現行どおり) |

|   |  |
|---|--|
| <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第<u>12</u>条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第<u>13</u>条～第<u>14</u>条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第<u>15</u>条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>第<u>16</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第<u>48</u>条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>49</u>条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第<u>11</u>条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第<u>12</u>条～第<u>13</u>条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第<u>14</u>条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>第<u>15</u>条～第<u>46</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第<u>47</u>条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>48</u>条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>第50条～第51条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(単元株式数に関する経過措置)</p> <p>第1条 第8条第1項の変更は、平成21年7月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>なお、本条は、第8条第1項の変更の効力発生後これを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>第49条～第50条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(単元株式数に関する経過措置)</p> <p>第1条 第7条の変更は、平成21年7月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>なお、本条は、第7条の変更の効力発生後これを削除する。</p> <p>(<u>株券喪失登録簿に関する経過措置</u>)</p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>なお、本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p> |
|---|---|

(注) 当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に定める単元株式数を、平成21年7月1日をもって1,000株から100株に変更する旨決議しております。